

定 款

ピクセルカンパニーズ株式会社

定款認証	昭和 6 1 年	9 月 2 4 日	
会社設立	昭和 6 1 年	1 0 月 6 日	
定款変更	平成 6 年	2 月 2 1 日	改定
	平成 1 0 年	5 月 1 日	改定
	平成 1 2 年	3 月 2 4 日	改定
	平成 1 2 年	8 月 1 日	改定
	平成 1 2 年	1 2 月 2 1 日	改定
	平成 1 3 年	6 月 2 7 日	改定
	平成 1 4 年	2 月 1 2 日	改定
	平成 1 4 年	3 月 2 9 日	改定
	平成 1 5 年	3 月 2 8 日	改定
	平成 1 6 年	3 月 3 0 日	改定
	平成 1 9 年	3 月 2 9 日	改定
	平成 2 1 年	3 月 2 7 日	改定
	平成 2 2 年	3 月 3 0 日	改定
	平成 2 3 年	3 月 3 0 日	改定
	平成 2 5 年	3 月 2 8 日	改定
	平成 2 5 年	1 1 月 1 9 日	改定
	平成 2 6 年	3 月 2 8 日	改定
	平成 2 7 年	3 月 2 7 日	改定
	平成 2 7 年	1 0 月 1 日	改定
	平成 2 9 年	3 月 3 0 日	改定
	平成 3 0 年	3 月 3 0 日	改定
	2 0 1 9 年	3 月 2 9 日	改定
	2 0 2 1 年	3 月 3 1 日	改定

ピクセルカンパニーズ株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ピクセルカンパニーズ株式会社と称し、英文では P I X E L
C O M P A N Y Z I N C. と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準じる事業体の株式または持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プリンタリボン、用紙等オフィス・オートメーション用消耗品及びオフィス・オートメーション機器の仕入及び販売並びに輸出入
2. タイプライタ用リボンの販売
3. 文房具、事務用品、家具・什器備品、インテリア用品の販売及び輸出入
4. 食料品、日用品雑貨、清涼飲料水、衣料品の販売及び輸出入
5. 書籍の販売
6. 電気機器、照明機器の仕入及び販売、賃貸並びに電気工事
7. コンピュータ・ソフトウェアの開発、製作及び販売
8. 金型の企画・設計、仕入及び販売
9. 肥料、飼料及びそれらの原料並びに農畜産物の仕入及び販売
10. 販売促進に係る事業の企画、製作、販売及び輸出入
11. インターネットを利用した上記商品の販売
12. フランチャイズチェーンシステムによる事務機器、日用品雑貨の販売店、代理店の経営
13. インターネットシステムに関するコンサルタント業
14. 事務機消耗品のリサイクル業
15. 官公庁関連特需品の販売並びに取付工事及び賃貸
16. 電気通信設備及びこれに付帯する設備の設置工事の請負、設計、開発、保守及び販売
17. 建設工事全般に関する調査、企画、設計、監理、施工及び請負
18. 環境関連商品、温暖化対策商品の製造、販売、賃貸及び輸出入
19. 広告及び宣伝に関する企画、デザイン及び制作
20. 発電及び売電に関する事業並びに投資事業
21. 古物の販売
22. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理

- 23. 金融商品取引に関する事業
- 24. 金融に関する事業
- 25. 駐車場の管理、運営及び経営
- 26. レンタカー業及びその仲介
- 27. 農業、漁業及び畜産業
- 28. 農産物、水産物及び畜産物の卸、販売及び仲介
- 29. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- 30. アウトソーシング事業の受託・請負
- 31. 倉庫業及びトランクルームサービス業
- 32. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング
- 33. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した

議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(補欠監査役)

第 40 条 当社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 3 1 条第 2 項の規定を準用する。

3 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。